

平成 22 年分 所得税の改正のあらまし

税 務 署

I 平成 22 年分所得税の主な改正事項	1 ページ
II 平成 21 年度の改正事項のうち、平成 22 年分の所得税から適用される主なもの	4 ページ
III 平成 22 年度の改正事項のうち、平成 23 年分の所得税から適用される主なもの	4 ページ
IV 金融・証券税制の改正	4 ページ
V 「経済危機対策」における税制上の措置	8 ページ
○ この説明書において使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示します。	
所法	所得税法
所令	所得税法施行令
措法	租税特別措置法
措令	租税特別措置法施行令
措規	租税特別措置法施行規則
平成 22 年所法等改正法附則	所得税法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 6 号）附則
平成 22 年改正措令附則	租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成 22 年政令第 58 号）附則
平成 21 年所法等改正法附則	所得税法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 13 号）附則
平成 21 年改正措法附則	租税特別措置法の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 61 号）附則
平成 21 年改正所令附則	所得税法施行令の一部を改正する政令（平成 21 年政令第 104 号）附則
国外送金令	内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令

- この説明書は、平成 22 年 4 月 1 日現在の法令に基づいて作成しています。
- 国税に関するご相談・ご質問は電話相談センターをご利用ください。電話相談センターのご利用は、最寄りの税務署にお電話いただき、自動音声にしたがって番号「1」を選択してください。
- 国税庁では、税に関するさまざまな情報をホームページ【www.nta.go.jp】で提供しています。

I 平成 22 年分所得税の主な改正事項

1 寄附金控除の改正（所法 78）

寄附金控除について、適用下限額が 2 千円（改正前：5 千円）に引き下げられました。

2 政党等寄附金特別控除の改正（措法 41 の 18）

平成 26 年 12 月 31 日までに支出した寄附金に係る政党等寄附金特別控除について、税額控除の計算の対象となる政党等に対する寄附金の適用下限額が 2 千円（改正前：5 千円）に引き下げられました。

3 事業所得等関係

（減価償却等関係）

- (1) 試験研究を行った場合の所得税額の特別控除（措法 10）における試験研究費の増加額に係る特別税額控除又は平均売上金額の 10% を超える試験研究費に係る特別税額控除を選択できる措置について、その適用期限が 2 年延長されました。
- (2) エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除（措法 10 の 2 の 2）について、対象設備のうち石油以外のエネルギー資源の利用に著しく資する機械その他の減価償却資産を化石燃料以外のエネルギー資源の利用に著しく資する機械その他の減価償却資産とする見直しが行われました（措令 5 の 4）。
- (3) 中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除（措法 10 の 3）について、その適用期限が 2 年延長された上、適用対象から除外されるソフトウェアの見直しが行われました（措規 5 の 8）。

- (4) **事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除**（措法 10 の 4）について、次の見直しが行われました。
- イ 製造業その他一定の事業を営む中小企業者が取得した情報基盤強化設備等に係る措置が加えられました。
 - ロ 特定旅館業を営む中小企業者以外の者に係る措置が除外されました（措令 5 の 6）。
 - ハ 中小企業者等の教育訓練費の総額に係る特別税額控除について、事業主が負担することとされる法定福利費に平成 22 年度における子ども手当の一部として支給される児童手当に係る拠出金を含めることとされました（措令 5 の 6）。
- (5) **情報基盤強化設備等**を取得した場合の**特別償却又は所得税額の特別控除**（旧措法 10 の 6）が廃止されました。
- (6) **特定設備等（公害防止用設備）の特別償却**（措法 11）について、次の見直しが行われました（措令 5 の 10、平成 22 年財務省告示第 106 号）。
- イ 対象設備から揮発性有機化合物排出抑制設備及び産業廃棄物処理用設備が除外されました。
 - ロ 対象となる PCB 汚染物等処理用設備及び石綿含有廃棄物無害化処理用設備が環境大臣の認定を受けた PCB 汚染物等又は石綿含有廃棄物の無害化処理に使用するものに限定され、適用期限が 1 年延長されました。
- (7) **地震防災対策用資産の特別償却**（措法 11 の 2）について、耐震改修工事に係る措置が廃止されました。
- (8) **特定電気通信設備等の特別償却**（旧措法 11 の 4）及び**資源再生化設備等の特別償却**（旧措法 11 の 6）が廃止されました。
- (9) **特定地域における工業用機械等の特別償却**（措法 12）における過疎地域に係る措置について、対象となる事業につき、商品又は役務に関する情報の提供等の業務に係る事業を追加するとともに、ソフトウェア業を除外した上、その適用期限が 1 年延長されました（措令 6 の 3）。
- (10) **障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等**（措法 13）について、次の見直しが行われました。
- イ 公共交通機関に係る障害者対応設備等の特別償却の適用期限が 1 年延長されました。
 - ロ 障害者の雇用の促進等に関する法律の改正に伴い、障害者雇用割合の算定の基礎となる雇用障害者数に身体障害者又は知的障害者である短時間労働者が加えられました。
- (11) **優良賃貸住宅の割増償却**（措法 14）について、中心市街地優良賃貸住宅に係る措置が除外されました。
- (12) **中小企業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例**（措法 28 の 2）について、その適用期限が 2 年延長されました。

（準備金関係）

- (1) **金属鉱業等鉱害防止準備金**（措法 20）について、その適用期限が 2 年延長されました。
- (2) **特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金**（措法 20 の 3）について、その適用期限が 2 年延長されました。
- (3) **探鉱準備金**（措法 22）について、その適用期限が 3 年延長されました。

4 譲渡所得関係

- (1) **優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例**（措法 31 の 2）について、特例の対象となる優良住宅地等のための譲渡の範囲から、独立行政法人空港周辺整備機構に対する土地等の譲渡が除外されました（措令 20 の 2）。
- (2) **短期譲渡所得の課税の特例**（措法 32）について、特例の適用除外措置の範囲から、独立行政法人空港周辺整備機構に対する土地等の譲渡が除外されました（措令 19）。
- (3) **特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除**（措法 34）及び**特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除**（措法 34 の 2）について、自然公園法及び自然環境保全法の改正に伴い、これらの特別控除を引き続き適用するための所要の整備が行われました。

《適用時期》 この改正は、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律の施行の日（平成22年4月1日）以後に認定がされた地域内の土地の同日以後に行う譲渡について適用されます（平成22年所法等改正法附則59②）。

(4) **特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除**（措法34の2）について、その対象範囲から、空港周辺整備計画に係る事業の用に供するために土地が買い取られる場合が除外されました。

(5) **特定の居住用財産の買換え（交換）の場合の長期譲渡所得の課税の特例**（措法36の2～36の5）について、譲渡資産の譲渡に係る対価の額が2億円以下であることの要件が追加された上、その適用期限が2年延長されました。

《適用時期》 この改正は、平成22年1月1日以後に行う譲渡資産の譲渡について適用されます（平成22年所法等改正法附則59③）。

(6) **承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の譲渡所得の課税の特例**（旧措法37の9の3）について、適用期限（平成21年6月30日）の到来をもって廃止されました。

(7) **居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除**（措法41の5）及び**特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除**（措法41の5の2）について、その適用期限が2年延長されました。

5 納税環境の整備

(1) 罰則（所得税法関係）について、次のとおり見直しが行われました。

イ 脱税犯に係る法定刑の引上げ等

(イ) 脱税犯に係る懲役刑の上限が10年（改正前：5年（源泉所得税に係るものは3年））に、罰金刑の上限（定額部分）が1,000万円（改正前：500万円）にそれぞれ引き上げられました。

また、源泉所得税不納付犯に係る罰金刑の上限（定額部分）については200万円（改正前：100万円）に、源泉所得税不納付犯を除く源泉所得税の脱税犯に係る罰金刑の上限（定額部分）については100万円（改正前：50万円）にそれぞれ引き上げられました（所法238、239、240）。

(ロ) 脱税犯の対象に、非居住者の給与等につき源泉徴収を受けない場合の申告に係るものが加えられました（所法238）。

(ハ) 源泉所得税の納税者の代理人等（行為者）が、納税者の業務等に関して脱税に係る違反行為をした場合における納税者の業務主（法人又は業務主たる個人）としての罪の公訴時効期間は、代理人等（行為者）に係る罪の公訴時効期間によるものとされました（所法243）。

ロ 秩序犯に係る法定刑の引上げ

秩序犯に係る罰金刑の上限が50万円（改正前：20万円）に引き上げられました（所法241、242）。

《適用時期》 これらの改正は、平成22年6月1日以後の違反行為について適用されます（平成22年所法等改正法附則146）。

(2) 罰則（租税特別措置法関係）について、次のとおり見直しが行われました。

イ 所得税の特例に係る義務的修正申告書又は義務的期限後申告書を提出しなかった者について申告書不提出犯（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）の対象とされました（措法42の3）。

ロ 秩序犯に係る罰金刑の上限が50万円（改正前20万円）に引き上げられました（措法42の3）。

《適用時期》 これらの改正は、平成22年6月1日以後の違反行為について適用されます（平成22年所法等改正法附則146）。

(3) 資金決済に関する法律の制定に伴い、国外送金等に係る調書の提出義務者となる金融機関の範囲に資金移動業者が追加されました（国外送金令2）。

6 その他

オリンピック競技大会又はパラリンピック競技大会における成績優秀者を表彰するものとして財団法人日本オリンピック委員会及び財団法人日本障害者スポーツ協会から交付される一定の金品に加え、これらの法人に加盟している一定の団体から交付されるものについても、所得税を課さないこととされました（所法9、旧措法41の8）。

II 平成 21 年度の改正事項のうち、平成 22 年分の所得税から適用される主なもの

- 1 カバードワラントに対する課税方式等について、次の見直しが行われました。
 - (1) 金融商品取引所又は店頭で取引されるカバードワラントの差金等決済（カバードワラントの譲渡又はカバードワラントに表示される権利の行使若しくは放棄をいいます。以下同じです。）が、先物取引に関する支払調書制度等の対象に追加されました（所法 224 の 5、225）。
 - (2) **先物取引に係る雑所得等の課税の特例**（措法 41 の 14）の対象に、居住者等が金融商品取引所で取引されるカバードワラントを譲渡した場合における譲渡所得等並びにカバードワラントに表示される権利の行使及び放棄をした場合における雑所得等が加えられました。
《適用時期》 これらの改正は、平成 22 年 1 月 1 日以後に行われるカバードワラントの差金等決済について適用されます（措法 41 の 14 ①三、平成 21 年所法等改正法附則 5 ②）。
- 2 棚卸資産の評価について、所要の経過措置が講じられた上、選定できる評価の方法から後入先出法及び単純平均法が除外されました（所令 99、平成 21 年改正所令附則 4）。

III 平成 22 年度の改正事項のうち、平成 23 年分の所得税から適用される主なもの

- 1 **扶養控除の見直し**
 - (1) 年少扶養親族（扶養親族のうち、年齢 16 歳未満の者をいいます。）に対する扶養控除が廃止されました。これに伴い、扶養控除の対象となる控除対象扶養親族は、年齢 16 歳以上の扶養親族とされました（所法 2、84、平成 22 年所法等改正法附則 5）。
 - (2) 年齢 16 歳以上 19 歳未満の者に対する扶養控除については、上乗せ部分（25 万円）が廃止され、扶養控除の額が 38 万円とされました。これに伴い、特定扶養親族の範囲が、扶養親族のうち年齢 19 歳以上 23 歳未満の扶養親族とされました（所法 2、84、平成 22 年所法等改正法附則 5）。
 - (3) 扶養控除の見直しに伴い、居住者の扶養親族又は控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合において、扶養控除又は配偶者控除の額に 35 万円を加算する措置に代えて、同居特別障害者に対する障害者控除の額が 75 万円（改正前：40 万円）に引き上げられました（所法 79、旧措法 41 の 16、平成 22 年所法等改正法附則 5）。
- 2 **給与所得者等が住宅資金の貸付け等を受けた場合の課税の特例**（旧措法 29）について、その適用期限（平成 22 年 12 月 31 日）の到来をもって廃止されました。なお、同日以前に使用者から住宅資金の貸付け等を受けている者に対しては、廃止前の特例を引き続き適用するための所要の経過措置が講じられました（平成 22 年所法等改正法附則 58）。
- 3 **支援事業所取引金額が増加した場合の 3 年以内取得資産の割増償却**（措法 13 の 2）について、障害者の雇用の促進等に関する法律の改正に伴い、障害者就労支援事業所となる事業所の判定要件における労働者に身体障害者又は知的障害者である短時間労働者が追加されました（措令 6 の 7）。

IV 金融・証券税制の改正

- 1 **生命保険料控除の改組**（所法 76）

生命保険料控除が改組され、次の(1)から(3)までによる各保険料控除の合計適用限度額が 12 万円とされました。

 - (1) 平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等に係る控除
 - イ 平成 24 年 1 月 1 日以後に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等（以下「新契約」といいます。）のうち介護（費用）保障又は医療（費用）保障を内容とする主契約又は特約に係る支払保険料等（以下「介護医療保険料」といいます。）について、介護医療保険料控除（適用限度額 4 万円）が設けられました。

ロ 新契約に係る一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額は、それぞれ4万円とされました。

ハ 上記イ及びロの各保険料控除の控除額の計算は次のとおりとされました。

年間の支払保険料等	控 除 額
20,000 円以下	支払保険料等の全額
20,000 円超 40,000 円以下	支払保険料等 × 1/2 + 10,000 円
40,000 円超 80,000 円以下	支払保険料等 × 1/4 + 20,000 円
80,000 円超	一律 40,000 円

ニ 新契約については、主契約又は特約それぞれの保障内容に応じ、その保険契約等に係る支払保険料等を各保険料控除に適用することとされました。

(2) 平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等に係る控除

平成 23 年 12 月 31 日以前に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等(以下「旧契約」といいます。)については、従前の一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除(それぞれ適用限度額 5 万円)が適用され、控除額の計算は次のとおりとされました。

年間の支払保険料等	控 除 額
25,000 円以下	支払保険料等の全額
25,000 円超 50,000 円以下	支払保険料等 × 1/2 + 12,500 円
50,000 円超 100,000 円以下	支払保険料等 × 1/4 + 25,000 円
100,000 円超	一律 50,000 円

(3) 新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除額の計算

新契約と旧契約の双方について一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、上記(1)ロ及び(2)にかかわらず、一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ次に掲げる金額の合計額(上限 4 万円)とされました。

イ 新契約の支払保険料等につき、上記(1)ハの計算式により計算した金額

ロ 旧契約の支払保険料等につき、上記(2)の計算式により計算した金額

《適用時期》 これらの改正は、平成 24 年分以後の所得税について適用されます(平成 22 年所法等改正法附則 4)。

2 保険法の制定を踏まえ、生命保険契約及び損害保険契約の範囲について明確化等が図られました(所法 9、161、174、225)。

《適用時期》 この改正は、平成 22 年分以後の所得税について適用されます(平成 22 年所法等改正法附則 2)。

3 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設(措法 9 の 8、37 の 14)

(1) 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者(以下「居住者等」といいます。)が、金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座において管理されている上場株式等(以下「非課税口座内上場株式等」といいます。)に係る配当等でその非課税口座の開設の日から同日の属する年の 1 月 1 日以後 10 年を経過する日までの間に支払を受けるべきもの(その金融商品取引業者等がその配当等の支払事務の取扱いをするものに限ります。)については、所得税を課さないこととされました(措法 9 の 8)。

(2) 居住者等が、非課税口座の開設の日から同日の属する年の 1 月 1 日以後 10 年を経過する日までの間にその非課税口座に係る非課税口座内上場株式等の金融商品取引業者等への売委託等による譲渡をした場合には、その譲渡による譲渡所得等については、所得税を課さないこととされ、非課税口座内上場株式等の譲渡による損失金額は、所得税に関する法令の規定の適用上、ないものとみなすこととされました(措法 37 の 14 ①②)。

(注) 「非課税口座」とは、居住者等（非課税口座の開設の日の属する年の1月1日において20歳以上である者に限ります。）が、上記の非課税の適用を受けるため、金融商品取引業者等の営業所の長に対し、その者の氏名、住所等を記載した非課税口座開設届出書にその年分の非課税口座開設確認書を添付して提出することにより平成24年から平成26年までの各年において設定された上場株式等の振替記載等に係る口座（1人につき1口座に限ります。）をいいます。

非課税口座には、その設定の日からその年12月31日までの間にその非課税口座を設定された金融商品取引業者等への買付けの委託により取得した上場株式等（その非課税口座を設定した時からの取得対価の額の合計額が100万円を超えない範囲内のものに限ります。）その他一定の上場株式等のみを受け入れることができます。

《適用時期》 これらの改正は、平成24年1月1日以後に支払を受けるべき非課税口座内上場株式等の配当等及び同日以後の非課税口座内上場株式等の譲渡について適用されます（平成22年所法等改正法附則52、64）。

4 特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例（措法37の10の2）について、適用対象となる特定管理株式の範囲から、非課税口座内上場株式等のうち、金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄（整理銘柄）又は上場を廃止するおそれがある銘柄（監理銘柄）としてその非課税口座内上場株式等が指定されている期間内に、その非課税口座内上場株式等に係る非課税口座から特定口座に移管がされたものその他一定の上場株式等が除かれました（措令25の8の2）。

《適用時期》 この改正は、平成24年分以後の所得税について適用されます（平成22年所法等改正法附則61）。

5 法人税法第2条第12号の15に規定する適格現物分配については、配当所得に含めないこととされました（所法24）。

《適用時期》 この改正は、平成22年10月1日から施行されます（平成22年所法等改正法附則1三）。

6 先物取引に関する支払調書制度等の対象となる取引に、次に掲げる取引が追加されました（所法224の5）。

(1) 商品先物取引法に規定する次に掲げる取引

イ 先物取引のうち商品スワップ取引等（商品先物取引法第2条第3項第5号から第7号までに掲げる取引）

ロ 店頭商品デリバティブ取引

ハ 外国商品市場取引

《適用時期》 この改正は、商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行の日以後に行われる差金等決済について適用されます（平成22年所法等改正法附則9）。

(2) 金融商品取引法に規定する次に掲げる取引

イ 市場デリバティブ取引のうち、スワップ取引等（金融商品取引法第2条第21項第4号から第6号までに掲げる取引）

ロ 外国市場デリバティブ取引

《適用時期》 この改正は、平成23年1月1日以後に行われる差金等決済について適用されます（平成22年所法等改正法附則9）。

7 信託の受託者等がその信託の受益者等に対して交付するオープン型の証券投資信託の収益の分配の支払通知書、配当等とみなす金額に関する支払通知書及び上場株式配当等の支払通知書の交付期限が、その配当等の支払の確定した日から45日以内（改正前：1月以内）とされました（所法225、措法8の4）。

《適用時期》 この改正は、支払の確定した日が平成22年4月1日以後である収益の分配、配当等とみなされるもの又は上場株式配当等について適用されます（平成22年所法等改正法附則9、49）。

- 8 上場特定受益証券発行信託について、次の措置が講じられました。
- (1) 上場証券投資信託の償還金等に係る課税の特例の適用対象に、内国法人等が上場特定受益証券発行信託の終了又は一部の解約により支払を受ける収益の分配が追加されました（措法9の4の2）。
《適用時期》 この改正は、平成22年6月1日以後の上場特定受益証券発行信託の終了又は一部の解約について適用されます（平成22年所法等改正法附則50）。
- (2) 居住者等が上場特定受益証券発行信託の終了又は一部の解約により交付を受ける金銭の額その他の資産の価額については、その全額を、株式等譲渡所得等の収入金額とみなして課税することとされました（措法37の10）。
《適用時期》 この改正は、平成22年4月1日以後の上場特定受益証券発行信託の終了又は一部の解約について適用されます（平成22年所法等改正法附則60）。
- 9 上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例（旧措法9の6）について、平成22年12月31日までの間に行う譲渡について適用する措置が講じられた上、廃止されました（平成22年所法等改正法附則51）。
- 10 平成13年9月30日以前に取得した上場株式等の取得費の特例（旧措法37の11の2）について、適用期限（平成22年12月31日）の到来をもって廃止されました（平成22年所法等改正法附則62）。
- 11 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等（措法37の13）について、対象となる特定中小会社の範囲から、地域再生法に規定する特定地域再生事業会社が除外されました。
《適用時期》 平成22年4月1日前に払込みにより取得をした特定地域再生事業会社が発行した株式については、従前のおりとされています（平成22年所法等改正法附則63）。
- 12 割引の方法により発行される公社債等の譲渡による所得の課税の特例（措法37の16）について、その対象範囲に、利子が支払われない公社債（割引の方法により発行されるものを除きます。）が追加されました。
《適用時期》 この改正は、平成22年4月1日以後に行う公社債の譲渡による所得について適用されます（平成22年所法等改正法附則67）。
- 13 振替国債等及び振替社債等の償還差益について、次の措置が講じられました（措法41の13、措令26の22）。
- (1) 非居住者が支払を受ける振替国債等に係る償還差益（償還価額と取得価額との差額）について、その償還差益が国内において行う事業に帰せられるものである場合を除き、非課税措置が適用されることとされました。
《適用時期》 この改正は、平成22年4月1日以後に取得する振替国債等について適用されます（平成22年所法等改正法附則70①）。
- (2) 非居住者が支払を受ける平成25年3月31日までに発行された特定振替社債等に係る償還差益（償還価額と取得価額との差額）について、その償還差益が国内において行う事業に帰せられるものである場合及び発行者と特殊の関係がある者が支払を受ける場合を除き、非課税措置が適用されることとされました。
《適用時期》 この改正は、平成22年6月1日以後に取得する特定振替社債等について適用されます（平成22年所法等改正法附則70②）。
- 14 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例（措法37の11の3）について、特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、次に掲げる上場株式等が追加されました（措令25の10の2）。
- (1) 上場株式等以外の株式等を発行した法人の合併（その法人の株主等に合併法人の株式若しくは出資又は合併親法人株式のいずれか一方のみの交付がされるものに限り、）によりその株主等が取得する合併法人の株式若しくは出資又は合併親法人株式

- (2) 上場株式等以外の株式等を発行した法人の分割（その分割法人の株主等に分割承継法人の株式又は分割承継親法人株式のいずれか一方のみの交付がされるものに限り。）によりその株主等が取得する分割承継法人の株式又は分割承継親法人株式
- (3) 上場株式等以外の株式等を発行した法人の株式交換（その法人の株主等に株式交換完全親法人株式又はその親法人の株式のいずれか一方のみの交付がされるものに限り。）によりその株主が取得する株式交換完全親法人株式若しくはその親法人の株式又はその法人の株式移転（その法人の株主に株式移転完全親法人株式のみの交付がされるものに限り。）によりその株主が取得する株式移転完全親法人株式
- (4) 非課税口座に係る非課税口座内上場株式等で、その非課税口座からその非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所又はその金融商品取引業者等の他の営業所に開設されている特定口座への移管により受け入れる上場株式等
- (注) 上記(1)～(3)により取得した上場株式等は、そのすべてを、これらの事由が生じた日に特定口座（その特定口座を開設している金融商品取引業者等の営業所の長に対し、その株式等の取得に要した金額等を証する書類を提出した場合におけるその特定口座に限り。）に受け入れる必要があります。

《適用時期》 上記(1)～(3)の改正は、平成 22 年 4 月 1 日以後の合併、分割又は株式交換により取得する上場株式等について適用されます（平成 22 年改正措令附則 17）。

上記(4)の改正は、平成 24 年 1 月 1 日以後に特定口座に受け入れる非課税口座内上場株式等について適用されます（平成 22 年改正措令附則 17）。

V 「経済危機対策」における税制上の措置

平成 21 年 4 月 10 日にとりまとめられた「経済危機対策」（「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議）に基づき、次の措置が講じられました（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 61 号））。

1 試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の特例（措法 10 の 2）

試験研究を行った場合の所得税額の特別控除について、平成 22 年及び平成 23 年の各年分における税額控除の適用を受けることができる限度額が、その年分の事業所得に係る所得税額の 100 分の 30（改正前：100 分の 20）相当額に引き上げられました。

また、平成 22 年又は平成 23 年に生じた繰越税額控除限度超過額について、平成 24 年分及び平成 25 年分における繰越控除の対象とされました。

この場合において、繰越控除の適用を受けることができる限度額は、その年分の事業所得に係る所得税額の 100 分の 30 相当額とされています。

2 所得税の額から控除される特別控除額の特例（措法 10 の 7）

その年において、試験研究を行った場合の所得税額の特別控除（措法 10）、エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除（措法 10 の 2 の 2）などの複数の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に、特別控除による控除税額の合計額のうち、その年分の事業所得に係る所得税額を超える部分の金額は、各特別控除の繰越税額控除限度超過額として繰越控除できることが明確化されました。

《適用時期》 この改正は、平成 22 年分以後の所得税について適用されます（平成 21 年改正措法附則 3）。